

介護職員等特定処遇改善計画書(令和 2 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	ユウゲンガイシャヒヨリ
法人名	有限会社ひより
法人所在地	〒 418-0111 富士宮市山宮2052-1 介護センターひより

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

(2)介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり
② 介護職員処遇改善加算の取得状況	
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の算定状況	
④ 特定加算の算定対象月	
⑤ 令和 2 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(㉔)	972,828 円
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回ること)	973,302 円
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	28,650,000 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	27,676,698 円
(ア)前年度の賃金の総額	30,169,781 円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	2,236,830 円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額	256,253 円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0 円
月額平均8万円の賃金改善となる者(㉕)は改善後の賃金が年額440万円となる者 0 人(見込) (「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)	
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(経験・技能のある介護職員の基準については、十分な技能がある介護経験10年以上の者で、かつ役職等の責任を担っている者を基準としたが、今年度はこの基準に該当する職員がいないため。)	
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月 (12 か月)

介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	十分な技能がある介護経験10年以上の者で、かつ役職等の責任を担っている者を基準とする。
賃金改善を行う職員の範囲	<input type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 (A)にチェック(✓)がない場合その理由) 経験・技能のある介護職員の基準に該当する職員がいないため。
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 (賞与規程) (賃金改善に関する規定内容) パートタイマー就業規則第24条「パートタイマーについては、会社の業績を勘案し賞与を支給することがある。尚、賞与の支給額においては、介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書により計画された賃金改善を行うための改善額を含む支給額とする。」 賞与規程第2条賞与の対象時期、評価時期及び支給時期は原則として次のとおりとする。ただし会社の業績状況によっては、支給時期を変更もしくは支給しないことがある。 対象時期 評価時期 支給時期 上期分 12月~5月 5月 7月 下期分 6月~11月 11月 12月 特別賞与 4月~3月 3月 3月 第6条第3項「特別賞与における賞与原資については、第2条第1項の対象時期において算定された介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定額を賞与原資とする。」 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 2 年 4 月 (<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定)

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ ii) (エ)又は(2)⑥ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	